



発行 東京都

96

目次

- 東京都宝くじの発売(七件) (財務局主計部公債課) 一
○ 全国自治宝くじの発売(二十六件) (全国自治宝くじ事務協議会) 四
○ 東京都告示第千九十一号

告示

九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
一等	五百五十万円	一本	一本
二等	三百五十万円	二本	十九本
三等	三十万円	二十本	二十本
四等	五千円	二百本	二千本
五等	千円	二万本	二十万本
六等	百円	二十万本	二十二万一千二百四十二本
計			

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (二) 証票は、転売できない。

○ 東京都告示第千九十二号

- 当せん金付証票を次のとおり発売する。

三	発売の数及び総額	五百万枚	十億円
四	証票金額	一枚二百円	開封式
五	証票型式		
六	発売期間	令和八年一月十四日から同年二月二日まで	
七	抽せん期日	令和八年一月三十日	
八	当せん金支払開始	令和八年二月四日	期日
九	当せん金の額及び当せんの数	当せん金	当せん本数
一等	一千五百万円	一本	一本
二等	五百五十万円	二本	十九本
三等	三十万円	二十本	二十本
四等	五千円	二百本	二千本
五等	千円	二万本	二十万本
六等	百円	二十万本	二十二万一千二百四十二本
計			

十 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

- (二) 証票は、転売できない。

○ 東京都告示第千九十三号

- 当せん金付証票を次のとおり発売する。

一	名称	第二千六百四十二回東京都宝くじ
二	受託銀行等の名称	株式会社みずほ銀行
三	及び所在地	千代田区大手町一丁目五番五号
四	発売の数及び総額	二百万枚 二億円
五	証票金額	一枚百円
六	証票型式	開封式
	発売期間	令和八年一月七日から同月二十七日まで

令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

第二千六百四十四回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百万枚 二億円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和八年一月十四日から同年二月三日まで

七 当せん金支払開始 令和八年一月十四日

八 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金
一等 三百万円
二等 五万円
三等 一万円
四等 五千五百本
五等 二千円
計 二十万本

九 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者受領することができない。

十 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者受領することができない。

◎東京都告示第十九十四号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

第二千六百四十五回東京都宝くじ

一 名称

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

三 発売の数及び総額 八十万枚 一億六千万円

四 証票金額 一枚二百円

五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和八年二月四日から同月十七日まで

七 当せん金支払開始 令和八年二月四日

八 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金
一等 三百万円
二等 五万円
三等 一万円
四等 四千本
五等 三千五百本
計 二十万本

九 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者受領することができない。

◎東京都告示第十九十五号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

第二千六百四十六回東京都宝くじ

一 名称

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円

四 証票金額 一枚百円

五 証票型式 開封式

六 発売期間 令和八年二月十八日から同年三月十日まで

七 抽せん期日 令和八年三月十三日

八 当せん金支払開始 令和八年三月十八日

九 当せん金の額及び当せんの数
等級 当せん金
一等 三百万円
二等 五万円
三等 一万円
四等 三千二百本
五等 二千円
計 八万六千四十本

十 注意事項 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。
● 東京都告示第十九九十六号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年十一月二十八日
東京都知事 小 池 百合子
第二千六百四十七回東京都宝くじ
一 名称
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 三百萬枚 六億円
四 証票金額 一枚二百円
五 証票型式 開封式
六 発売期間 令和八年三月七日から同月三十一日まで
七 抽せん期日 令和八年四月三日
八 当せん金支払開始 令和八年四月八日
九 当せん金の額及び当せんの数
等 級
一 等 当せん金 三千萬円
二 等 当せん金 一千万円
三 等 当せん金 三十万円
四 等 当せん金 千円
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。
● 東京都告示第十九九十七号
当せん金付証票を次のとおり発売する。
令和七年十一月二十八日
東京都知事 小 池 百合子
第二千六百四十八回東京都宝くじ
一 名称
二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円
四 証票金額 一枚百円
五 証票型式 開封式
六 発売期間 令和八年三月十一日から同月二十日まで
七 抽せん期日 令和八年四月三日
八 当せん金支払開始 令和八年四月八日
九 当せん金の額及び当せんの数
等 級
一 等 当せん金 一千五百萬円
二 等 当せん金 一百五十万円
三 等 当せん金 三千本
四 等 当せん金 一本
十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。
● 雜報

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百十二号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第十九回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
五百五十万枚 十一億円

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年一月二十八日から同年二月十七日まで
令和八年一月二十八日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年二月十八日から同年三月十日まで
令和八年二月十八日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年三月十九日から同年四月十七日まで
令和八年三月十九日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年四月二十日から同年五月十九日まで
令和八年四月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年五月二十一日から同年六月十九日まで
令和八年五月二十一日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年六月二十日から同年七月十九日まで
令和八年六月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年七月二十日から同年八月十九日まで
令和八年七月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年八月二十日から同年九月十九日まで
令和八年八月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年九月二十日から同年十月十九日まで
令和八年九月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年十月二十日から同年十一月十九日まで
令和八年十月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年十一月二十日から同年十二月十九日まで
令和八年十一月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和八年十二月二十日から翌年一月十九日まで
令和八年十二月二十日

一枚二百円

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

計

百六十七万二千六百五本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

計

百八十六万二千五百三十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

計

百八十九万二千五百三十二本

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百十三号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第二十五回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
六百万枚 十二億円

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年二月十八日から同年三月十日まで
令和九年二月十八日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年三月十九日から同年四月十七日まで
令和九年三月十九日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年四月二十日から同年五月十九日まで
令和九年四月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年五月二十日から同年六月十九日まで
令和九年五月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年六月二十日から同年七月十九日まで
令和九年六月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年七月二十日から同年八月十九日まで
令和九年七月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年八月二十日から同年九月十九日まで
令和九年八月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年九月二十日から同年十月十九日まで
令和九年九月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年十月二十日から同年十一月十九日まで
令和九年十月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年十一月二十日から翌年一月十九日まで
令和九年十一月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年十二月二十日から翌年一月十九日まで
令和九年十二月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年一月二十日から翌年二月十九日まで
令和九年一月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年二月二十日から翌年三月十九日まで
令和九年二月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年三月二十日から翌年四月十九日まで
令和九年三月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年四月二十日から翌年五月十九日まで
令和九年四月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年五月二十日から翌年六月十九日まで
令和九年五月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年六月二十日から翌年七月十九日まで
令和九年六月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年七月二十日から翌年八月十九日まで
令和九年七月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年八月二十日から翌年九月十九日まで
令和九年八月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年九月二十日から翌年十月十九日まで
令和九年九月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年十月二十日から翌年十一月十九日まで
令和九年十月二十日

一枚二百円

被封式(被封された特定部分を削り取ることにより、
一等から五等までの当せんが判明する方法)

令和九年十一月二十日から翌年十二月十九日まで
令和九年十一月二十日

一枚二百円

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百十六号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第十九回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
四百五十万枚 九億円

一 名称
受託銀行等の名称及び所在地
二 発売の数及び総額

三 証票額

四 証票型式

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

計

百三十六万六千六百七十七本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受

けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する

ことができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百十七号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第十九回全国自治宝くじ

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
九百万枚 九億円

一 名称
受託銀行等の名称及び所在地
二 発売の数及び総額

三 証票額

四 証票型式

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

計

三百六十九万二千七百七十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受

けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する

ことができない。

(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百二十号
当せん金付正票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百二十一号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池百合子

第一百九十一回 インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

二 受託銀行等の名称

株式会社みず

千代田区

二 受託銀行等の名称及び所在地
三 委託の文書

株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

（三億円を二百万枚交

ユニット

三 発売の数及び総額

二百万枚 四億円
(一億円を一単位) (ユニット) として四単位 (四ユ

四 五 六 七
証票金額
票型式
期間 売発
金 せん 当

一枚三百円
被封式
令和八年一月一日から同月三十一日まで
令和八年一月一日

四 証票金額
五 証票型式
六 發売期間
七 当せん金支払開始期日

一枚二百円
被封式
令和八年一月一日から同月三十一日まで
令和八年一月一日

八等	当せん金の額及び当せんの数級
七等	当せん金の額及び当せんの数級
六等	当せん金の額及び当せんの数級
五等	当せん金の額及び当せんの数級
四等	当せん金の額及び当せんの数級
三等	当せん金の額及び当せんの数級
二等	当せん金の額及び当せんの数級
一等	当せん金の額及び当せんの数級

当せん本数
二本
二十本
二百二十本
八百本
千二百本
二千本
三万本
八万本
四十万本

九	当せん金の額及び当せん人の数	八
注意事項	級	等級
計	等級	等級
	三等	二等
	四等	一等
	五等	等級
	六等	等級
	五百万円	当せん金の額及び当せん人の数
	二千四百円	三等
	五百四百円	四等
	二百四百円	五等
	一百四百円	六等
	四十円	七等
	二十円	八等
	十円	九等
	五円	十等

九 注意事項

ら直接に購入した者若
その他の一般承継人以

（二）
ことができない。
証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百二十二号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百二十三号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百九十三回インターネット専用全国自治宝くじ（クイックワン）

一 名 称

二 受託銀行等の名称及び所在地

三 発売の数及び総額

四 証票型式

五 証票金額

六 発売期間

七 当せん金支払開始期日

八 当せん金の額及び当せんの数

九 証票本数

十 証票枚数

十一 証票封筒

十二 証票袋

十三 証票箱

十四 証票袋

十五 証票箱

十六 証票袋

十七 証票箱

十八 証票袋

十九 証票箱

二十 証票袋

二十一 証票箱

二十二 証票袋

二十三 証票箱

二十四 証票袋

二十五 証票箱

二十六 証票袋

二十七 証票箱

二十八 証票袋

二十九 証票箱

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

一 証票本数

計

四十八万九千七百八十本

二 証票枚数

計

九十六万百五十本

三 証票袋

計

九十六万百五十本

四 証票箱

計

九十六万百五十本

五 証票袋

計

九十六万百五十本

六 証票箱

計

九十六万百五十本

七 証票袋

計

九十六万百五十本

八 証票箱

計

九十六万百五十本

九 証票袋

計

九十六万百五十本

十 証票箱

計

九十六万百五十本

十一 証票袋

計

九十六万百五十本

十二 証票箱

計

九十六万百五十本

十三 証票袋

計

九十六万百五十本

十四 証票箱

計

九十六万百五十本

十五 証票袋

計

九十六万百五十本

十六 証票箱

計

九十六万百五十本

十七 証票袋

計

九十六万百五十本

十八 証票箱

計

九十六万百五十本

十九 証票袋

計

九十六万百五十本

二十 証票箱

計

九十六万百五十本

二十一 証票袋

計

九十六万百五十本

二十二 証票箱

計

九十六万百五十本

二十三 証票袋

計

九十六万百五十本

二十四 証票箱

計

九十六万百五十本

二十五 証票袋

計

九十六万百五十本

二十六 証票箱

計

九十六万百五十本

二十七 証票袋

計

九十六万百五十本

二十八 証票箱

計

九十六万百五十本

二十九 証票袋

計

九十六万百五十本

三十 証票箱

計

九十六万百五十本

三十一 証票袋

計

九十六万百五十本

三十二 証票袋

計

九十六万百五十本

三十三 証票袋

計

九十六万百五十本

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百二十四号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百九十五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワント)

一 名称
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行

千代田区大手町一丁目五番五号

二百万枚

六億円

(三億円を一単位(ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和八年二月一日から同月二十八日まで

六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数

当せん本数
一等 四本
二等 四本
三等 四本
四等 四本
五等 四本
六等 四本
七等 四本
八等 四本

当せん金
一千万円
二千万円
三千万円
四千万円
五千万円
六千万円
七千万円
八千万円

百万円
二千円
三千円
四千円
五千円
六千円
七千円
八千円

千円
二千円
三千円
四千円
五千円
六千円
七千円
八千円

五百円
一千円
二千円
三千円
四千円
五千円
六千円
七千円
八千円

三百円
四百円
五百円
六百円
七百円
八百円
九百円

二十本
二百本
三千本
二千本
一千本
二千本
三千本
四千本

四百本
五百本
六百本
七百本
八百本
九百本

二千本
三千本
四千本
五千本
六千本
七千本
八千本
九千本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

九 注意事項
計
五十四万六千二百二十四本

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百二十五号
当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第百九十六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワント)

一 名称
二 受託銀行等の名称及び所在地
三 発売の数及び総額

株式会社みずほ銀行

千代田区大手町一丁目五番五号

二百万枚

六億円

(三億円を一単位(ユニット)として二単位(二ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

被封式

令和八年二月一日から同月二十八日まで

六 発売期間
七 当せん金支払開始期日
八 当せん金の額及び当せんの数

当せん本数
一等 二本
二等 二本
三等 二本
四等 二本
五等 二本
六等 二本

当せん金
二千万円
一千万円
三千円
一万円
五百円
三百円

百万円
二千本
二千本
二千本
二千本
二千本
二千本

千四百本
一千二千本
八万本
四十万本

二千本
二千本
二千本
二千本
二千本
二千本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

九 注意事項
計
四十九万三千四百二十二本

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百三十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第二百一回インターネット専用全国自治宝くじ（クイ

一 名称

（ツクワン）株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

二百万枚 六億円

（三億円を一単位（一ユニット）として二単位（二ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の五百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

一枚三百円

被封式

四 証票型式
五 証票金額
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日

令和八年三月一日から同月三十一日まで
令和八年三月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
等級

当せん金 等級	当せん本数
一千万円	四本
二百万円	二十本
三百万円	千四百本
四百万円	一万二千本
五百万円	八万本
六百万円	四十万本

四十九万三千四百二十四本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第八百三十一号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和七年十一月二十八日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称

（ツクワン）株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額

二百万枚 四億円

（一億円を一単位（一ユニット）として四単位（四ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の五百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。）

一枚二百円

被封式

四 証票型式
五 証票金額
六 発売期間
七 当せん金支払開始期日

令和八年三月一日から同月三十一日まで
令和八年三月一日

八 当せん金の額及び当せんの数
等級

当せん金 等級	当せん本数
五百万円	八本
五万円	八十本
一万円	八百本
二千円	四千本
五百円	八万本
二百円	四十万本

四十八万四千八百八十八本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証票は、転売できない。

